



いわなし 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



今日はおにぎりの日

2014.11
No.126

第3回定例報告.....	P 2～3
平成25年度決算状況.....	P 4
一般質問.....	P 5～13
議会日誌.....	P 14

定例会報告

平成26年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月5日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。9月16日に再開し、3名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、9月19日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

『予 算』

○平成26年度一般会計補正予算
役場庁舎建設工事費約6千2百万円などを追加補正しました。

○平成26年度一般会計補正予算
公共用施設維持修繕・維持補修積立金

2千万円などを追加補正しました。

○平成26年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約4千万円などを追加補正しました。

○平成26年度介護保険特別会計補正予算
介護保険システム更新業務委託料1千9百円などを追加補正しました。

『条例設定・改正』

○岩内町地域交流センター条例設定
岩内町地域交流センター設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を設定しました。
戸籍事務の電算化に伴う所要の改正をするため、住所表示の変更に伴う関係の条例を設定しました。

○岩内町いじめの防止等に関する条例設定
いじめ防止対策推進方の施行に伴い、岩内町いじめの防止等に関する条例を制定了。

○岩内町民体育館条例設定
岩内町民体育館の設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を設定しました。
○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法条等の一部改正に伴い、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ並びに軽自動車税の税率の引き上げ等について、所要の改正をしました。

○岩内町手数料条例の一部を改正する条例設定
戸籍事務の電算化に伴い、所要の改正をしました。
○岩内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例設定
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定めるため条例を設定しました。



○岩内町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例設定
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準等を定めるため条例を設定しました。

教育委員 山出博之氏に同意

《その他》

○工事請負契約の変更

役場庁舎等建設建築主体（1工区）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○工事請負契約の変更

役場庁舎等建設建築主体（2工区）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○工事請負契約の変更

役場庁舎等建設電気設備（強電）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○岩内・寿都地方消防組合規約の変更

岩内・寿都地方消防組合規約を一部変更しました。

○岩内・寿都地方消防組合規約の変更

岩内・寿都地方消防組合規約を一部変更しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

北海道市町村職員退職手当組合規約を一部変更しました。

《認定》

○平成25年度一般会計歳入歳出決算認定

○平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度水道事業会計歳入歳出決算認定

《人事》

○教育委員会委員の任命同意

山出博之氏の任命に同意しました。

審議した意見書

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

一般質問の全文は、
町のホームページ内「議会」の
ページにて公開して
おりますので、ご覧ください。

町公式HP
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

平成25年度一般会計歳入・歳出決算額内訳表

歳 入

(単位:千円)

科 目	当 初 予 算 額	予 算 現 額	収 入 濟 額
1. 町 税	1,204,423	1,204,423	1,222,201
2. 地 方 譲 与 税	51,000	51,000	48,499
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	4,000	3,332
4. 配 当 割 交 付 金	1,500	1,500	2,894
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300	300	3,944
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	145,000	145,000	140,491
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,000	8,000	12,454
8. 地 方 特 例 交 付 金	3,000	3,000	2,797
9. 地 方 交 付 税	2,870,000	2,870,000	2,984,339
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,100	2,100	1,828
11. 分 担 金 及 び 負 担 金	51,178	51,178	47,189
12. 使 用 料 及 び 手 数 料	282,070	282,070	275,514
13. 国 庫 支 出 金	495,595	556,819	518,245
14. 道 支 出 金	636,142	804,108	770,567
15. 財 産 収 入	24,803	24,803	29,756
16. 寄 附 金	2	3,492	3,500
17. 繰 入 金	185,150	196,260	49,374
18. 繰 越 金	126,555	292,897	387,242
19. 諸 収 入	149,782	149,782	152,357
20. 町 債	849,400	925,900	753,616
計	7,090,000	7,576,632	7,410,139

歳 出

(単位:千円)

科 目	当 初 予 算 額	予 算 現 額	支 出 濟 額
1. 議 会 費	76,579	76,579	72,935
2. 総 務 費	630,537	778,008	673,217
3. 民 生 費	1,649,047	1,703,740	1,579,262
4. 衛 生 費	383,448	418,585	391,935
5. 労 働 費	20,023	20,337	20,187
6. 農 林 水 産 業 費	36,939	65,681	60,603
7. 商 工 費	193,278	209,489	202,597
8. 土 木 費	948,826	1,134,714	1,002,674
9. 消 防 費	386,556	389,003	375,763
10. 教 育 費	385,708	411,588	378,745
11. 公 債 費	1,252,540	1,252,540	1,245,996
12. 職 員 給 与 費	1,102,951	1,102,951	1,068,740
13. 予 備 費	23,568	13,417	0
計	7,090,000	7,576,632	7,072,654

岩内町の会計には、一般会計、特別会計、公営企業会計があります。
 今回は、一般会計について掲載いたしました。
 なお詳細については、広報11月号をご覧下さい。

一般質問(要約)

9月16日、17日 3名の議員による一般質問が行われました。

わが町の人口減少に

谷口 雅史議員（公明党）

歯止めを

質問

岩内町の人口推移は減少の一途をたどり、2014年の国勢調査によるところ、人口は14,451

に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する地域おこし協力隊の導入は可能なのか。

おり、町にとつて厳しい推計結果と認識している。

いざれにしても、人口減少問題は自治体の維持・存続に係る課題でもあり、北海道において本年度中に取りまとめる予定の「人口減問題への取

うに、町としての独自の取り組みに限界はあり他の自治体での事例なども参考にしながら、住みよい町づくりに努める。

人、65歳以上の高齢化率は30・36%と、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからない状況にあり、定住人口の確保は、岩内町を含めた過疎地域共通の重要な課題と考えるが、町の人口減少について町長の考えは。

4、岩内町として、一定の促進のための施策はどうなものがあるのか。
また、今後計画される施設があるのか。

ている各種の施策により、人口減少速度を緩め
る取り組みを展開しているが、歯止めがかか
らない状況にある。

定の「人口減問題への取り組みの指針」の推移を注視し、住みよい町づくりに努める。

3、町としては、地域おこし協力隊についても、人口減少対策の一つと認識しており、実施に当たっては、課題抽出し関係機関や地域住民等との調整など、地域全体で責任を持つた受け入れ体制

2、他の自治体の若者の定住促進制度の新設について、町長の所見は。

■町長■

み・育てる環境や医療環境の充実、さらには年金制度など、老後の安心した生活確保の問題など、

定した収入が得られるのか、そして老後においても安心して住み続けらわゆる社会環境が整っている

制の構築が必要となるため、住みよい町づくり全体の中での検討課題としていた。

3、総務省で推進している地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民生活支援など「地域協力活動」

1人、このうち、若年女性は1、348人。
2040年での総人口は6、734人、このうち、若年女性は383人であり、若年女性の減少率は、71・6%となつて

地方だけの取り組みには限界があることも事実で、産業活動も含めた全体の国民生活向上の観点から、国において、しつかりとした道筋を示す必要があると考えている。

のかなど、様々な要素の充足が必要になるものと考えている。

4、町に安心して住み
続けるためには、安定し
た収入の維持、子育て環
境や医療環境の充実、考
後の安心した生活の確保
などが、基本的な要素と



して必要と考える。

この考え方のもと、住み

良い町づくりが定住につながるとの観点から、産

業の振興、福祉・教育・

医療の充実など、町政の

各般にわたり事務事業を

展開してきたところであ

る。

今後においても、基本

的な考え方にはな

いが、個別具体的な施策に

ついては、これまで整備

を進めてきた施設・設備

を含めた地域資源の活用

を進め、町にあつた施策

を検討したいと考えてい

る。

2、電線共同溝による無電柱化を推進すること

で、道道66号線・道道2

86号線交差点付近での

カラス被害による不衛生な状態も解消されると思

うが、町長の所見を伺う。

■町長■

1、電線共同溝・無電柱化は、国においても優れた耐震性や、景観向上などのメリットから、積極的に推進している事業であると認識している。

この電線共同溝・無電線化の整備には、第一段階として該当する路線を無電柱化する路線に位置

■質問■

1、町単独で、電線共同溝・無電柱化はできるものではないが、各機関に働きかけ、事業化することでメリットが生まれると思うが、町長の所見を伺う。

2、電線共同溝による無電柱化を推進すること

で、道道66号線・道道2

86号線交差点付近での

カラス被害による不衛生な状態も解消されると思

うが、町長の所見を伺う。

付けし、地域合意形成を整え、当該路線の無電柱化計画を無電柱化推進検討会議に諮る必要がある。

次に第二段階として、電線管理者と協議するため、地方ブロック無電柱化協議会北海道支部に諮り、電線管理者の合意を得て、電線共同溝整備道路の指定を受けることになる。

この道路指定までの、プロセスが重要であり、加えて、電線共同溝・無電線化整備後の問題として、引き込みケーブル等の施設に対する個人負担が発生し、その費用負担の同意が、沿線住民すべてから得られるかなどの課題も指摘されている。

このため、町として、有効な事業となるかの判断をするための、国・道から情報収集に努める。

電線共同溝・無電柱化の整備を



大田 勤議員（日本共産党議員団）



泊原発・事業者防災計画 から見える北電の 安全認識について

質問

- | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--------------------------------|------------------------------|--|--|-----------------------|------------------------|--|--|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|------------------------|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ■質問■ | 1、使用済み燃料ピットに対する町の所見は。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策についているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | トの安全対策については十分と思っているか。 | | | | |
| 11、泊一、二、三号機の燃料ピットは構造上安全個分必要か。 | 12、ピット内の使用済み燃料集合体での局所的な爆発にも、使用済み燃料の燃料取扱棟や貯蔵施設は対応できるのか。 | 13、福島事故後も安全設は対応できるのか。 | 14、汚染水の処理場の面積は、どの程度と推計しているか。 | 15、汚染水を置くことのできる空き敷地は見受けられないが、既に汚染水を置くのか。 | 16、汚水タンクは、何について、原子力規制委員会で判断される事になっている。 | ■町長■ | 1、2、7、使用済み燃料ピットについては、使 | 用済み燃料の特性を踏まえながら、再処理に係る搬出までの期間、安全かつ安定的に保管する役割を担っている施設であり、原子力発電所の施設として、重要かつ必要な施設であると認識している。また、その安全対策については、福島第一原発事故を踏まえた新規制基準への適合性審査が継続中であり、その結果について、原子力規制委員会で判断される事になっている。 | 3、4、5、事業者防災業務計画においては、原子力災害対策指針に定められた警戒事態を判断する基準が各種定められているが、この基準の一つとして、燃料プールに関する標準が規定されている。 | 6、放射能放出事態の燃料ピット構造物はどういう状況を想定して | 7、燃料ピットも含め、安全機能が保持できるのか。 | 8、燃料ピットの構築位置は、福島4号機と同じ理解してよいか。 | 9、ピットの底部は地上何メートルにあるのか。 | 10、泊原発の使用済み燃料ピットの底部、壁などの補強は必要ないのか。 | 11、泊一、二、三号機の燃料ピットは構造上安全個分必要か。 | 17、地下水を止水できないのに、再稼働すべきではないと思うが所見を。 |
| 6、放射能放出事態の燃料ピット構造物はどういう状況を想定して | 7、燃料ピットも含め、安全機能が保持できるのか。 | 8、燃料ピットの構築位置は、福島4号機と同じ理解してよいか。 | 9、ピットの底部は地上何メートルにあるのか。 | 10、泊原発の使用済み燃料ピットの底部、壁などの補強は必要ないのか。 | 11、泊一、二、三号機の燃料ピットは構造上安全個分必要か。 | ■町長■ | 1、2、7、使用済み燃料ピットについては、使 | 用済み燃料の特性を踏まえながら、再処理に係る搬出までの期間、安全かつ安定的に保管する役割を担っている施設であり、原子力発電所の施設として、重要かつ必要な施設であると認識している。また、その安全対策については、福島第一原発事故を踏まえた新規制基準への適合性審査が継続中であり、その結果について、原子力規制委員会で判断される事になっている。 | 3、4、5、事業者防災業務計画においては、原子力災害対策指針に定められた警戒事態を判断する基準が各種定められているが、この基準の一つとして、燃料プールに関する標準が規定されている。 | 6、放射能放出事態の燃料ピット構造物はどういう状況を想定して | 7、燃料ピットも含め、安全機能が保持できるのか。 | 8、燃料ピットの構築位置は、福島4号機と同じ理解してよいか。 | 9、ピットの底部は地上何メートルにあるのか。 | 10、泊原発の使用済み燃料ピットの底部、壁などの補強は必要ないのか。 | 11、泊一、二、三号機の燃料ピットは構造上安全個分必要か。 | 17、地下水を止水できないのに、再稼働すべきではないと思うが所見を。 |

6、使用済み燃料貯蔵

槽の冷却機能喪失・放射線放出事態における、使用済み燃料ピットについて、ピット内の水位の低下を想定しており、使用済み燃料ピット内で放射線放出事態に至らぬよう、水位や温度等の監視を行っているとのことである。

8、9、10、11、12、

泊発電所の使用済み燃料

関係については、安全対策については、新規制基準への適合性審査が継続中であり、審査の過程における様々な指摘等については、電力事業者として真摯に対応して頂きたくと考えている。

■質問■
1、有料化の目的はどの程度達成されたと考えているか。

2、有料化前と有料化後の家庭系ゴミの排出量の推移は。

■町長■
1、2、3、4、家庭系や家庭用電動生ゴミ処理機の普及状況。生ゴミは減少しているのか。

3、資源ゴミの回収で得た収益の毎年度の金額は。収集運搬経費や収集作業所の維持管理費などにいくら使われているか。

4、資源ゴミの回収で得た収益はどのように使われているか。

事になつていて。

岩内町のゴミ収集事業について

れる。

今後とも、さらにゴミの減量化と資源化を進め、より地道で継続的な取り組みが必要であり、広報等で啓発を行い、住民の皆さんとの理解と協力を得られるよう努力していく。

5、6、ゴミ有料化で不法投棄が増加傾向のため、職員パトロール、緊急雇用対策による監視巡回業務を実施、広報等によるゴミ排出ルールの徹底、看板等の設置など、関係機関の協力もいただき不法投棄の抑止に努めてきた。

本年度は、緊急雇用対策事業が終了し、監視巡回業務の発注はないが、職員による監視パトロールを実施し、住民の皆さんからの情報を元に、より効率的で迅速な対応に努めている。

今後も、岩内警察署と連携し、悪質な場合は毅然として対応するとともに、広報等による啓発などに積極的に取り組む。

7、現行の資源物収集のため、その収集場所は千箇所を超えると思われるが、町では把握していない。

288トン、平成22年度	が4、150トン、平成23年度が4、070トン、	から、燃やせるゴミは、平成20年度が5、118トン、平成21年度が4、
054トンであり、燃やせないゴミは、平成20年度が1、526トン、平成21年度が647トン、	平成22年度が719トン、平成23年度が749トン、平成24年度が730トン、平成25年度が730トンである。	平成20年度が4、010トン、平成25年度が4、

8、平成21年度から平成25年度までの助成は、生ゴミ堆肥化容器が10台、家庭用電動生ゴミ処理機が2台となつている。

9、ゴミ収集場所は、かなりの数で、大型で鉄製のものもあり、相当の財政負担が予想され、補助制度の創設は現時点では難しい。

しかし、安定的な収集体制の維持に、共同設置は避けられない課題で、補助金の必要性を含め、将来に向け検討しなければならないと考える。

10、ゴミ収集場所は、かなりの数で、大型で鉄製のものもあり、相当の財政負担が予想され、補助制度の創設は現時点では難しい。

しかし、安定的な収集体制の維持に、共同設置は避けられない課題で、補助金の必要性を含め、将来に向け検討しなければならないと考える。

11、12、13、平成25年度実績でお答えする。

ゴミ処理券を含め指定ゴミ袋の作成経費は約393万9千円で、売上げ額は約3,659万1千円である。

14、指定ゴミ袋の価格は、岩宇四か町村で統一しており、見直しは協議が必要となるが、現時点では各町村の考え方は明確になつてない。

15、16、収集した資源物は、リサイクルセンターに搬入、選別等の作業後に、業者に買い取られ、岩内地方衛生組合の収入として、平成21年度で約980万円、平成22年度で約1,607万円、平成23年度で約1,676万円、平成24年度で約1,536万円、平成25年度で約1,412万円となつてている。

17、18、19、循環型社会の実現に向けた資源物収集の円滑な推進に、住民の皆さんの理解と協力を得るために、自主的なりサイクル活動や資源物収集場所を設置する団体に、奨励金を交付している自治体があることは承知している。

本町でも検討すべきと認識しているが、懸案の「その他紙製容器包装」分別収集の財源、ゴミ処理費用の負担状況、奨励金の効果も勘案し、総合的に判断する必要がある。

20、住民の皆さんと町が行つてきた、ゴミの減量化、資源化は、「循環型社会を実現し、豊かで住みやすい地域社会」を作り上げていこうというところで、これが、住民の皆さんと町が為し得る最大の「成果」である。

したがつて、事業過程で生ずる収入を、積極的に還元・配分するための補助制度を導入する考えは持つていない。



前田直久議員（市民自治を考える会）

「自治体消滅」問題について

■質問■

「日本創生会議」が2040年までに自治体の半数が「消滅」すると推測が大きな波紋を呼んでいるが、自治体の中では、この推計に対し「大げさではないか」とか、「あくまでも試算だ、冷静に受け止めるべき」といった、懐疑派の自治体、その反対に、若年層の生活安定・子育て支援の拡充に加え、人口流出の防止、地方分権推進を進めようとする、「大きな課題だ」という容認派が、町長の基本的な姿勢認識について伺う。

いずれの立場をとるにせよ、その論拠も合わせて伺う。

本町の人口の推計結果を見ると、2010年の総人口は14,451人、このうち、若年女性は1,348人、2040年での総人口は6,734人、このうち、若年女性は383人であり、若年女性の減少率は、71・6%と、7割を超える減少率となつており、町にとつて厳しい推計結果であると認識している。

町としては、総合計画等に登載している各種の施策により、人口減少速度を緩める取り組みを開催してきているところであるが、人口減少に歯止めがかからない状況である。しかし、地方の人口減少問題については、雇用の場の確保による安定し

た収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療環境の充実、さらには年金制度など、老後の安心した生活確保の問題など、

■再質問■

1、人口推計の手法は、同研究所が国勢調査から推計した将来人口が当たらなかつた事実から、推

計手法は確立されていない。そんな状況下での増田推計を町長はどう考えられるか。

地域医療対策について

■質問■

1、岩内協会病院の救急医療体制は、どのようになっているか、医師の確保の状況も含め伺う。

2、「地域包括ケアシステム」については地域が主役で行政や事業者は

もとより、地域住民もそ

の担い手として積極的に参

加が期待されるとしている。協会病院の医師不足による、救急医療業務停止を再発させないため、行政としてできること

に、住民と医療機関の連携を図ることではないかと考えるが、幸い協会病院の努力によつて、「医



■町長■

本町の人口の推計結果を見ると、2010年の総人口は14,451人、このうち、若年女性は1,348人、2040年での総人口は6,734人、このうち、若年女性は383人であり、若年女性の減少率は、71・6%と、7割を超える減少率となつており、町にとつて厳しい推計結果であると認識している。

町長としては、総合計画等に登載している各種の施策により、人口減少速度を緩める取り組みを開催してきているところであるが、人口減少に歯止めがかからない状況である。しかし、地方の人口減少問題については、雇用の場の確保による安定したい。

減少問題は自治体の維持・存続に係る課題でもあるので、北海道において本年度中に取りまとめ予定の「人口減問題への取り組みの指針」の推移を注視しながら、住みよい町づくりの参考にして

■町長■

1、人口減少速度を緩める総合計画の具体的政策名と、歯止めがかかるない原因を伺う。

2、「地域包括ケアシステム」については地域が主役で行政や事業者は

もとより、地域住民もそ

の担い手として積極的に参

加が期待されるとしている。協会病院の医師不足による、救急医療業務停止を再発させないため、行政としてできること

に、住民と医療機関の連携を図ることではないかと考えるが、幸い協会病院の努力によつて、「医

■町長■

1、常勤医師と派遣医師で体制を構築し、救急対応時間帯には、医師、看護師、検査技師等が病院、自宅で待機している。

本年1月の小児救急を除いた救急患者受入休止から4月の一部再開、さらに7月からは、受入時

間帯を拡大している。

医師確保の状況は、協会本部に医師確保専任の「医師招聘対策室長」を配置し、各方面への働きかけを進めるとのことである。

2、地域包括ケアシステムの担い手は、医療機関、介護保険事業所などの専門家のほか、高齢者の日常生活を支える、民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティアなど、地域の住民自身である。「地域医療を考える会」は、医師不足や救急医療等に対し、非常に有意義な活動し、町も中心メンバーの方々と積極的に情報交換し、主催する学習会への参加などの協力をしている。地域包括ケアシステムの構築においても、一層の活躍を期待する。

「救急医療体制」の安定には、住民・医療機関・行政が共通理解のもと、できることに取り組んでいくことが、個々の医師が医療に従事する環境の改善に繋がると考える。



自治体間の「協約」

制度について

■質問■

1、本年5月23日に成立した改正地方自治法では、地域を支え、活性化を図る新たな広域連携の仕組みとして「連携協約」制度を創設したが、町の地域振興及び活性化における本制度の活用を図るべきと考えるが、どう考えているか。

2、この新制度は、これまでの一部事務組合、あるいは広域連合等の既存の組織を見直す契機となるものと考えているが。

拡大した制度である。

連携協約制度の詳細は示されていないが、本町の処理する事務で住民サービスの向上に繋がるのであれば、検討が必要と考える。

2、自治体の共同事務には、地方自治法に基づき、一部事務組合や広域連合、機関の共同設置などがある。

本町では、その業務の目的や効率性などにより、近隣町村等と一部事務組合や機関の共同設置などをしている。

現行の一部組合などを直ちに見直すのではなく、自治体が処理する事務で、連携協約制度が有効的であるものを検討するため、国からの情報を注視する。

■再質問■

平成の合併の目的として町長が述べた事項については、少なくとも北海道との協約により解決に近づくのではないか。

法律ができた以上、地域の自主性、自己決定、自己責任という地方分権のもとでは、国から、地方政府への指示などはあり得ないと思うが如何か。

法律の施行日は、公布の日から6ヶ月以内に政令で定める日とされており、その後省令も公布されると考えることから、その内容により検討したい。

■町長■

1、本協約は、より広域連携を促進するため、自治体間で地域の実情に応じ、締結や紛争解決の手続き、政策面での自由な役割分担、組合や協議会を作らないなど、より簡素で効率的な自由度を

議会日誌

8月 2日	第42回いわない怒濤まつり開催式
8日	岩内町戦没者追悼式
21日	後志町村議会議員研修会 泊村
26日	役場庁舎問題特別委員会
27日	原子力発電所問題特別委員会
28日	社会文教委員会
29日	建設産業委員会
9月 1日	総務委員会
2日	議会運営委員会
5日	第3回定例会招集・決算特別委員会招集
8日	決算特別委員会
13日	第66回岩内町敬老会
16日	第3回定例会再開 19日まで
21日	岩内消防団 秋季消防演習
10月 1日	各派代表者会議
2日	共同募金街頭運動
3日	一般国道276号岩内共和道路整備促進期成会総会 及び要望会
8日	各派代表者会議
14日～15日	議会活性化委員会視察 栗山町・白老町
20日～22日	総務委員会所管事務調査 上富良野町・稚内市
22日	広尾町議会視察（サポートセンター）
24日	北海道原子力防災訓練
27日～28日	後志町村議会議長研修会
29日	天塩町議会視察（サポートセンター）



「議会だより百二十六号」をお届けいたしました。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができます。議会を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されていますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。



（議会運営委員会）

編集後記